

ブロック塀等緊急除却助成制度とは

地震によるブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、平成31年度末までの期限付きで、道路に面したブロック塀等で安全性を確認できないものについて、除却費用の一部を助成する制度です。

助成を受けられる方

ブロック塀等の所有者、または **土地所有者**（個人、法人、区内在住は問いません）。

※建物の新築、改築、解体、及び開発行為等に伴う除却工事については、対象外となります。

※住民税等を滞納している方は、対象外となります。

※共有物等は、共有者全員の同意が得られた場合に限りです。

助成を受けたいブロック塀等が幅員4m未満の道路に面している場合は…

事前に狭あい道路拡幅整備事前協議が必要となります。

※お問合せ先：防災街づくり担当部建築安全課 建築線・狭あい道路整備担当
(TEL 5432-2469)

～世田谷区では生垣緑化を推進しています～

- ① 接道部に新しく生垣等を作る場合、**最大25万円を限度額**として植栽費用の実費額を助成しています。
- ② 助成単価は、**低木の生垣:6千円以内/m**、**中木の生垣:1万2千円以内/m**、**フェンス緑化は1千円以内/m**です。
- ③ 工事発注前に現地調査及び申請手続きが必要ですのでご注意ください。



※お問合せ先：みどり33推進担当部みどり政策課(下記お問合せ窓口参照)

申請・お問合せ窓口

- ⊛ 世田谷区防災街づくり担当部 防災街づくり課 不燃化推進担当
〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27 第一庁舎4階(47番窓口)
TEL 5432-2383 FAX 5432-3043

緑化助成制度のお問合せは下記担当まで

- ⊛ 世田谷区みどり33推進担当部 みどり政策課 みどり保全・創出担当
〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27 城山分庁舎1階
TEL 5432-2282 FAX 5432-3083

手続き等の詳細は、**世田谷区ホームページ**
「**ブロック塀等の除却工事の費用に対する助成制度について**」をご覧ください。

(HPアドレス:<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/102/119/337/338/d00161557.html>)